

徳労発基 第 号
令和元年 月 日

関係団体の長 殿

徳島労働局長

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率がまだ低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

については、本年度の強化月間の趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう、関係事業場に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

徳労発基 第 号
令和元年 月 日

各自治体の長 殿

徳島労働局長

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率がいまだ低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

については、本年度の強化月間の趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう、広報誌及びホームページに掲載いただく等により、その御周知を図っていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。